

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年5月号 | No. 5/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT作業部会

第10回PCT作業部会が2017年5月8日から12日までジュネーブで開催されました。

合意されたPCT規則の修正

本作業部会は2017年10月のPCT同盟総会での採択のために、以下のPCT規則の改正提案をPCT同盟総会に提出することに合意しました。

- 国際事務局（IB）へ支払う手数料の90%減額を受ける出願人の適格性の基準を明確化するための、手数料表項目5への条件の追加、及び総会が採択すべき了解事項。当該減額は、願書に記載された出願人が、出願の唯一のかつ真の所有者であり、手数料減額の適格性をもたない他の第三者へ、発明に関する権利の移譲、付与、譲渡及びライセンスをする義務がない者である場合にのみ適用することを意図したものです。特に、一企業の利益のために提出される出願に関して、当該企業の管理職や職員が減額を求めることは許可されません（PCT/WG/10/8及びPCT/WG/10/24(パラグラフ35)参照）。
- 2017年7月1日に発効する、受理官庁による先の出願の調査及び/又は分類結果の送付義務に関する規定における参照先の必然的な修正及び訂正（PCT/WG/10/5参照）。

電子サービス

本作業部会は、電子サービスの進捗に関する以下の文書に留意しました。

- 2017年3月の新たな“look and feel”の導入を受けた、ePCTの開発優先事項を示す文書（PCT/WG/10/21参照）。
- IBを介して調査用写しを電子的に送信するeSearchCopyサービス（欧州特許庁（EPO）で“PCTペーパーレス”として知られる）の実施に関するIB及びEPOからの報告。本サービスは順調に進展していますが、それぞれの官庁間の運用変更の試験に伴う作業のため、完了までにはある程度の時間が必要となります（PCT/WG/10/13及び22参照）。

PCT手数料

本作業部会は、IBへ支払う手数料の90%減額を受ける出願人の適格性を明確化するために、手数料表の修正をPCT同盟総会へ提出することに合意しました（上記参照）が、それに加えて、手数料の減額を途上国の大学から提出される出願へ拡大適用する提案についても議論し、2013年の第7回作業部会で提示された“Estimating a PCT Fee Elasticity”（PCT手数料の弾力性の予測）に関する研究へのさらなる補足を提供しました（PCT/WG/10/2及び18参照）。本作業部会はまた、2015年7月1日に発効した、IBへ支払う特定の手数料の減額のための修正された適格性基準の実施に関する進捗報告にも留意しました（PCT/WG/10/20参照）。本作業部会はIBが手数料減額の

利用に関する最新情報を次回会合のため提供すること、また大学による発明や特許活動を奨励する手数料減額やその他のインセンティブに関するワークショップを開催すべきことに合意しました（PCT/WG/10/24（パラグラフ22から39）参照）。

本作業部会は、為替変動による手数料収入の損失を防ぎ、受理官庁及び国際調査機関（ISA）のコストと労力を縮小するための、PCT手数料の取引のための“ネッティング制度”の導入可能性についてIBによる進捗報告に留意しました（PCT/WG/10/6参照）。また当該プロセスが、ePCT利用でのe-Filing（電子出願）や、IB以外の官庁へ支払いが必要なその他のサービスのための電子支払いを導入する作業を支援することも期待されます。IBは2017年の第3四半期から、調査手数料及び国際出願手数料のネッティングの試行プログラムを幾つかの受理官庁及びISAと開始予定です（PCT/WG/10/24（パラグラフ21）参照）。

審査官の研修

本作業部会は、2016年に実施された実質的な特許についての研修活動、すなわちドナー官庁（他の官庁へ研修を提供する又は他の機関が開催した研修活動へ貢献する）としての活動及び受益官庁（他の官庁又は機関から研修を受ける）としての活動に関する調査結果を議論しました。この種の最初の調査は2013年から2015年の研修活動を対象に行われ、2016年の作業部会で提示されました。そして、それぞれの官庁により実施された又は受けた研修活動に関して、各官庁はIBへ毎年報告すべきことが同作業部会で合意されました（PCT/WG/10/7参照）。本作業部会はまた、コンピテンシー（職務遂行能力）フレームワーク及び学習管理システムの開発により受益及びドナー官庁間における実体審査官のための研修の調整作業を改善するため、IBにより提案された今後の作業予定の概要を示した文書にも留意しました（PCT/WG/10/9参照）。

公開されたPCT出願の内容

本作業部会は、英語以外の言語での国際出願の出願時に、出願人が英語での発明の名称を提案できるオプションを提供するための提案を発展させるために、IB及びその他の関心のある官庁と協力して作業を行うよう韓国知的所有権庁に要請しました（PCT/WG/10/17及びPCT/WG/10/24（パラグラフ53）参照）。

本作業部会は、国内分類記号の効率的な提供のための適切な技術的基準に関して官庁及びユーザグループと協議すること、また特に共通特許分類（CPC）を使用していない官庁に対して、国際特許分類（IPC）記号に加えてCPC記号を国際公開公報のフロントページに記載する利点に関するさらなる情報を提供することをIBに要請しました（PCT/WG/10/4及びPCT/WG/10/24（パラグラフ62及び63）参照）。

要約書の質や長さに関する事項について、特に指定官庁、出願人の代理人及び特許情報のユーザからの意見を求めたIBによる協議の結果を受けて、本作業部会は、PCT出願人の手引及び国際調査及び予備審査ガイドラインへの可能な修正の起草を支援するために、要約書の起草に関するさらなる意見を求めるようIBに要請しました（PCT/WG/10/23及びPCT/WG/10/24（パラグラフ58）参照）。

本作業部会はXMLを使用したヌクレオチド又はアミノ酸の配列表のWIPO標準ST.26の修正及びWIPO標準ST.25からST.26への移行規定に関する勧告についての報告に留意しました。当該勧告は、2017年5月29日から6月2日に開催予定の第5回WIPO標準委員会での承認のため提出されます（PCT/WG/10/15参照）。

その他の議題

本作業部会は、国際出願の要素又は部分の引用による補充及び誤って提出された要素又は部分の削除の事項に特化したワークショップを、望ましくは2018年の第11回作業部会の期間中に開催することをIBIに要請しました（PCT/WG/10/10及びPCT/WG/10/24（パラグラフ93）参照）。

本作業部会は、国際調査及び予備審査機関としての選定を求める官庁又は機関のための修正された申請様式案について、現時点で本案をPCT同盟総会へ提出すべきかどうか決定するため、回章を通して意見を求めるようIBIに求めました（PCT/WG/10/16及びPCT/WG/10/24（パラグラフ85）参照）。

本作業部会は以下の報告にも留意しました：

- 第24回PCT国際機関会合（PCT/WG/10/3及びPCT Newsletter 2017年2月号参照）。
- PCTに基づく技術支援の調整（PCT/WG/10/19参照）。
- 五大特許庁（IP5）間での協働調査及び審査の試行プロジェクト第3フェーズを開始するための準備作業（PCT/WG/10/11参照）。
- 2017年4月1日からEPOが提供する新しいサービス（当該サービスでは、発明の単一性を欠いている場合、EPOは当該発明に関する国際調査報告の作成期間中に、請求の範囲に記載されている最初の発明の特許性に関しての暫定的な見解を出願人へ提供します）（PCT/WG/10/14参照）。
- PCT最小限資料タスクフォースの2017年及び2018年における今後の活動の方法論及び作業予定（PCT/WG/10/12参照）。

要約及び作業文書

議長による要約（PCT/WG/10/24）は、下記のWIPOウェブサイトの作業文書と同じページからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

PCT 技術協力委員会

第30回PCT技術協力委員会が、第10回PCT作業部会と同じ期間の2017年5月8日から12日までジュネーブで開催されました。本委員会はフィリピン知的所有権庁（IPOPPL）をPCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定するための申請に関して議論しました。

本委員会は、任期が2017年12月31日に満了する、22の全てのISA/IPEAの任期の延長の申請についても議論しました。本委員会はISA/IPEAとしてのIPOPPLの選定及び既存の全てのISA/IPEAの任期の延長をPCT同盟総会へ勧告することに合意しました。本委員会はまた各官庁又は機関が2018年1月1日から発効するISA/IPEAとしての機能に関する国際事務局との個別の取決めを作成するための基本として使用されるモデル取決め案を承認しました。

詳細に関しては、以下のリンク先にて議長による要約をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/ctc/30

国際出願の電子出願及び手続

ジョージア国家知的所有権センター（SAKPATENTI）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

ジョージア国家知的所有権センター（SAKPATENTI）は、受理官庁の資格において、2017年6月1日から、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTを利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知がまもなく公示（PCT公報）に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

SAKPATENTIの受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は46¹になりました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

（PCT出願人の手引、附属書C（GE）が更新されました。）

PCT公開スケジュールの変更

2017年5月26日の公開

2017年5月25日（木）はWIPOの閉庁日に当たるため、通常その日に公開されるPCT出願（公示（PCT公報）も同様）は2017年5月26日（金）に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は2017年5月9日（火）の24時（中央ヨーロッパ時間（CET））までに国際事務局（IB）に受理される必要があります。

PCT 最新情報

BR：ブラジル（Eメールアドレス、国内段階移行の特別な要件）

CA：カナダ（国内段階移行の特別な要件、手数料）

ES：スペイン（国の安全に関する規定、保護の種類、国内段階移行の特別な要件、手数料）

GE：ジョージア（電子出願、手数料）

KH：カンボジア（国内段階移行の要件の概要）

OM：オマーン（Eメールアドレス）

調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、インド特許庁、イスラエル特許庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料（スペイン特許商標庁）

WIPO本部での上級者向けPCTセミナー

上級者向けPCTセミナーが2017年9月25、26日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは出願、調査及び審査、ePCTに加え、最近の及び今後のPCTの進展に関するセッション

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, (2017年6月1日から:RO/GE), RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCT は次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です：RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

ョンを含む予定です。また欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO)、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO)、米国特許商標庁 (USPTO) を含む五大特許庁 (IP5) での国内段階手続に関する半日のセッションも予定されています。参加者はPCTオペレーション部門を見学するツアーに参加することもできます。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル (事務所員) 及びPCT制度に既に精通しているユーザを対象としており、講演者はWIPOのPCT分野の経験豊富なスタッフ及びEPOとUSPTOから招待される専門家からなります。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT規則の改正

PCT Newsletter 2017年4月号に掲載された情報に加えて、2017年7月1日に発効するPCT規則の全文が、独語、イタリア語、ポルトガル語及びスペイン語 (ページの右側にて言語の選択が可能) でそれぞれご利用いただけるようになりました。以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html> (独語)

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/it/texts/pdf/pct_regs2017.pdf (イタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

ePCT ユーザガイド – 第三者情報提供制度

第三者情報提供制度に関する ePCT ユーザガイドバージョン 4.0 (2017 年 4 月) が、下記のリンク先からご利用いただけるようになりました。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_observations.pdf

実務アドバイス

誤植

PCT Newsletter 2017 年 4 月号に掲載された“実務アドバイス”に関連して、PCT 第 34 条は“請求の範囲、明細書、及び図面”の修正について規定していますが、要約の修正については規定していないことにご留意ください。

特に署名権者ではない者による ePCT を利用した国際出願の提出及び管理

Q: オーストラリアに拠点を置く企業出願人 (オーストラリアに居住で国籍を有する) を代理して国際出願を提出する予定です。当方は当該企業が子会社を持つシンガポールに拠点を置く特許弁理士で、発明者は他の様々な国に居住しており、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) へ出願する予定であります。当方はオーストラリア特許庁に対し代理人として行動する資格がないため、PCT 規則 83.1 の 2 に従い、RO/IB に対し代理人として出願人のために行動できない可能性があり、当方を“通知のためのあて名”として記載する必要があります。

先月号の PCT Newsletter で公表されたように、ePCT は新しくデザインされ、さらなる機能を提供しています。私どもは発明の新規性に関して疑念があり、国際調査の結果が否定的であれば公開を回避するため出願の取下げを決定する可能性があることも念頭に置いていますが、ePCT の最善の利用法についてアドバイスいただけますでしょうか？

A: RO/IB は、出願人に RO/IB に対して行動する代理人の選任は求めていません。通知のためのあて名はどのような場所でも可能であり、出願人の国籍や居住国に関連づける必要はありません。

せん。PCT 規則 4.4(d)に基づき貴殿が通知のためのあて名として記載されている場合には、全ての通知を受け取るでしょう。そう記載されていない場合には、国際段階での国際出願に関する通知は出願人又は代理人へ送付されます。ただし、代理人とは異なり、出願人を代理して署名をすることができず、国際段階でのいずれの提出書類も出願人による署名が必要となります。

ePCT を利用して出願するには、まだそうされていない場合、最初のステップはユーザネームとパスワードを用いてWIPOのオンラインサービスへサインインするためのWIPOアカウントを作成することです。ただし、新規国際出願の作成と提出を含む、機密データへのアクセスを伴うePCTの機能をご利用いただくためには、WIPOアカウントのために少なくとも一つの高度な認証方法も設定する必要があります。つまり、貴殿のユーザネームとパスワードを用いてePCTへサインインする際、追加の本人確認のステップが貴殿の身元を確かめるために要求されます。従来は、この2つの要素による認証は、インターネットブラウザにインストールされた貴殿のWIPOアカウントへアップロードされた電子証明書又はスマートカードの利用により行われていました。しかし、ePCTが新しいデザインになってからは、電子証明書と比べより効率的な代替手段として、追加の高度な認証方法としてのワンタイムパスワードがご利用いただけるようになりました。簡単な設定プロセスで、貴殿のWIPOアカウントとワンタイムパスワードを生成する携帯デバイスにインストールされたアプリケーション(Google認証システムなど)を同期させることが可能です。またテキストメッセージ(SMS)を介してワンタイムパスワードを受け取るために携帯電話番号を登録することもできます。

それぞれのWIPOアカウントは一人の者、つまりアカウントの所有者のみが使用すべきである点にご留意ください。サインインするための詳細は安全に保管し、共有されるべきではありません。国際出願にアクセスする必要がある他の者はそれぞれ別のアカウントを作成し、それぞれ高度な認証方法を設定すべきです。

2つの要素による高度認証を用いてePCTへサインインする際、デフォルトの開始ページは“ワークベンチ”で、そのページから“新規国際出願”を選択することにより新しい国際出願を作成することができます。書誌データを入力しePCTで書類を添付すると、常に最新の参照データを保有するIBのライブデータベースと照合して即時に確認が行われます。

通常、特許部門又は弁理士事務所の複数の者が、内部の作業分担や担当者の不在の場合に応じて、特定の作業を遂行するために国際出願への完全なアクセス権が必要となります。新しい国際出願を作成する場合、自動的に“eOwner”レベルの出願へのアクセス権が付与されます。つまり、出願前を含め、他のWIPOアカウント所有者へアクセス権を事後的に付与することが可能になります。他の者へアクセス権を付与する場合は、その者が関連する機密データを閲覧し、及び/又は管理する権限があり、またその権限を継続的に有しているということを確実にすることは貴殿の責任であることにご留意ください。

国際出願へのアクセス権は3つのレベル、すなわち完全なアクセス(eOwner)、eEditor及びeViewerのうちの1つになります(詳細はサポート資料をご参照ください)。

貴殿の氏名と住所を入力する際、代理人ではなく、“通知のためのあて名”のオプションを選択すべきです。全ての関連データの入力を完了し、必要な書類を添付した時点で、新規国際出願のドラフト版を保存し、出願人、すなわちオーストラリアの企業出願人の権限ある職員へ完全なアクセス権を付与することができます。それにより出願人は出願データのドラフトを即時に確認し署名をすることが可能です。署名はテキスト文字列(英数字)の署名若しくはイメージ(複写)による署名が添付可能です。権限ある署名権者のフルネームと企業内での立場を記載する必須の欄が署名欄にあります。

上述したように、貴殿がeOwnerであり、通知のためのあて名(代理人とは異なる)としての資格において、ePCTでの出願への完全なアクセス権を有していても、出願に署名をする権限

はありません。出願人（企業出願人の権限ある職員）のみが署名をすることができ、貴殿の氏名は署名欄に記載されるべきではありません。ePCT においては、出願人や権限を付与された代理人の氏名のみが、署名欄に記載されている氏名のドロップダウンリストから選択可能です。

同様に、規則 4.17(iv)に基づく発明者である旨の申立てを ePCT を利用して作成する場合、貴殿は共同発明者へ eEditor としてのアクセス権を付与することができます。そうすることで、彼らが申立てのドラフトにアクセスや署名ができ、異なる国やタイムゾーンに在住している者の署名を取得することが容易になります。出願人や発明者が署名をした後は、彼らのアクセス権を eViewer のみへ引き下げたり、アクセス権そのものを削除するオプションがあります。

貴殿は RO/IB へ国際出願を提出することを予定しているため、“クレジットカード”か“WIPO 当座預金”どちらかの支払方法を記載することで、出願時にオンラインで出願手数料を支払い可能な利点があります。あるいは、出願後に ePCT へサインインして“オンライン支払”のアクション機能（アクション機能に関する詳細は以下をご参照ください）を利用してオンラインで手数料を支払うことも当然可能です。

出願後に、国際調査の結果の受理を注意深く監視し、公開を回避するために出願を取下げかどうかを期限内に決定する判断をすることが重要です。国際公開を回避するためには、出願は通常、実際の公開日の 15 日前になる、公開の技術的な準備の完了前に取下げられなくてはなりません。

ePCT を介して、予定されている公開日（変更の可能性あり）を閲覧したり監視したりすることが可能であり、デフォルトの設定では、公開の技術的な準備の完了の 2 週間前に E メールによる通知によってリマインドされるでしょう。また IB が国際調査報告書や見解書を含む出願に関する新しい書類を処理する度に通知も受けるでしょう。eOwner としての貴殿と eEditor 又は eViewer のアクセス権をもつ者は、ePCT ファイルの書類についてオンラインで協議をすることも可能です。従来の方で ISA から原本を受取る前に、オンラインでの協議が可能な場合もあります。

出願の取下げを決定した場合、ePCT でのオンライン“アクション”機能のご利用を強くお勧めいたします。“アクション”機能の項目が自動的に分類されることで、IB での確認や処理が簡素化されるためです。出願を開くと、“アクション”機能と呼ばれるセクションがご覧いただけます。当該機能は書類のドラフトやアップロードの代替手段として、さまざまなオンライン“アクション”機能での書類の作成や提出を可能にします。IB で保管されている書誌データが、各“アクション”機能を利用する際に自動的に記録されるため、時間を節約しエラーを回避できます。

上述したように、署名に関する要件を満たすため、“国際出願の取下げ”手続のドラフトを保存し、署名ができるようにオーストラリアの出願人の署名権者へ完全なアクセス権を再度付与することができます（以前のアクセス権が削除されていた又は eViewer のみへ引き下げられていた場合）。当該アクションの実施後、提出された書類は IB 保管記録として“書類”欄に表示され、IB の電子処理システムで即時に利用可能になります。国際出願を取下げするための“アクション”手続が、国際公開の技術的な準備の完了前に ePCT を介してオンラインで提出され次第、IB が当該要請を処理するまでの間は国際出願が公開されないという有益な点にご留意ください。重要な比較として、取下げの通知を郵送又はファックスのいずれかで送付する場合、当該通知が受理、スキャン、処理のため保留になっている間に、出願が公開されるリスクがあります。

さらなる詳細、ePCT サポート資料及びよくある質問は、下記の PCT ホームページの“サポート”リンクからご覧いただけます。

<https://pct.wipo.int>

ePCTにおけるアクセス権の付与や管理に関する詳細は、*PCT Newsletter*の以下の号に掲載された“実務アドバイス”をご覧ください。

2016年6月号：ePCTを利用したPCT規則92の2に基づく変更の記録要請：国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか

2015年11月号：ePCT-Filing（ePCT出願）を利用して国際出願を提出する際の代理人による出願人へのeViewerアクセス権の付与

2012年4月号：代理人の変更がある場合のePCTでのアクセス権の変更

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧